

“これからの行政改革を進めるために”

第4次上里町行政改革大綱

平成23年4月

上 里 町

．．．．．目 次．．．．．

第 1	行政改革の背景と必要性	2
1	行財政を取り巻く環境の変化	2
2	行政改革の新たな取り組みへの必要性	3
第 2	第 4 次行政改革大綱の基本事項	4
1	行政改革大綱の位置付け	4
2	計画期間	5
第 3	第 4 次行政改革大綱の基本理念	5
1	基本理念	5
第 4	第 4 次行政改革大綱における基本指針	6
1	基本指針	6
第 5	基本指針への重点項目	7
	基本指針 1 生活総合品質を支える行政サービスの提供	7
	基本指針 2 町民とともに協働のまちづくりの推進	8
	基本指針 3 効率的で効果の得られる行政経営の推進	8
	基本指針 4 改革を担う組織づくりと職員能力の向上	10
第 6	行政改革を推進するために	11
1	行政改革の推進体制	11
2	行政改革大綱実施計画の策定	11
3	行政改革大綱及び同実施計画の公表	11
4	職員の意識改革	11

資 料

- 1 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）
- 2 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）

第 1 行政改革の背景と必要性

1 行財政を取り巻く環境の変化

(1) 少子高齢社会の到来

本町においては、昭和50年代から60年代における住宅開発に伴い、若い世代を中心とした人口流入によって、急速に人口が増大しました。

平成に入り、流入世帯をはじめ団塊世代が定年を迎え、少子高齢化社会へと進展し、平成20年には高齢者比率も17%を超えて高齢社会へと移行しています。また、特殊出生率は1.2台となり少子化も高齢化と同時に進行し、地域経済を支える生産年齢人口が減少しています。

近年32,000人台で推移していた人口も平成21年度からは減少がはじまり平成22年度には32,000人台を割り込んでいます。

人口構造の変化は、医療、福祉をはじめとする高齢者福祉や子育て支援など行政サービス費用の増大要因となるほか、生産年齢人口の減少は、収入の根幹である税収の減少要因ともなり、今後の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

行政サービス範囲のあり方や負担関係について、住民の合意形成に向けた取り組みが必要とされています。

(2) 住民ニーズの多様化

近年の通信情報技術の発展によって、今や各家庭においてもパソコンや携帯電話などの情報機器から政治、経済、生活などの最新情報を瞬時に入手することができる情報化社会が実現しています。

更に情報の高度化をはじめとする情報革新がグローバルに進展し、情報社会の進展は住民の生活様式にも影響を及ぼし、行政に対する住民ニーズもより多様化が進んでいます。

行政は、絶え間なく変化する住民ニーズに対して、行政サービスの情報システム化を積極的に行い、事務事業の正確化や迅速化を整えるとともに、常に行政組織の見直しや職員能力の向上に努め、住民ニーズに即した取り組みが必要となっています。

(3) 厳しい財政環境

我が国の経済は、国際化の進展により産業構造の変化などで、国内生産が低迷する一方で、少子高齢社会の到来による生産年齢が減少するなど多くの課題が山積しています。加えて、平成20年における世界的な経済・金融不況からの脱却も課題となっています。

政府は、バブル経済の崩壊以降、数次に亘る緊急経済対策によって国債を発行し、国・地方合わせた長期債務は、今や約800兆円を超えています。

一方、市町村においても同様に金融不安を端とする経済不況により、地域経済が大きな打撃を受け、雇用問題などが深刻化しています。

また、地方分権の一環として行われた国と地方における三位一体改革の推進も加わり、地方財政の基幹収入となる税収や地方交付税の確保にも影響を受けています。

平成19年に、市町村の財政破綻により財政再建団体の指定を行ったことを受け、政府は地方公共団体の財政規律と早期健全化を図るため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を制定し、地方財政の早期健全化と予防を図っています。

このように市町村を取り巻く行財政環境の先行きは、当面厳しさが続くものと考えられます。引き続き、収入の確保はもとより歳出の見直しを図りながら持続可能な行財政運営が必要となっています。

(4) 地方分権の進展

平成19年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、第2期地方分権改革が進展し、市町村も自己責任、自己決定に基づく行政運営が必要となっています。平成21年秋に政権交代が行われ、地域主権の実現に向けた取り組みが進んでいますが、身近な行政サービスは、住民に最も近い基礎自治体が自らの責任と判断によって行うという基本理念による地方分権の推進が求められています。

2 行政改革の新たな取り組みへの必要性

(1) 社会・経済環境の変化

市町村を取り巻く社会・経済情勢は、総人口の減少傾向をはじめ急速な少子高齢社会への到来、地球の温暖化、高度情報化、国際化などによって著しく変化し、加えてデフレ現象などによる経済の低迷や国、地方の長期債務の増大など、先行きへの不透明感が増しています。

このような厳しい社会経済情勢を踏まえ政府は、平成17年8月には、地方行政改革の更なる推進に向けて、「地方行革新指針」を策定し、その後も簡素で効率的な政府を実現するため「行政改革の推進に関する法律及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」を施行するなど、あらためて地方自治体において簡素で効率的な行政の推進を求めています。

(2) 簡素で効率的な行政運営

厳しい市町村財政環境の中で、地方自治体として、真に行政として対応しなければならない施策を展開するため、ムダ、ムリ、ムラを省きながら、多様化する住民ニーズに対応するため、施策をあれかこれかというように選択と集中を行い、行政課題への的確な対応が必要となっています。

民間でできることは民間に委ね、行政でなければできないことは行政で行い、最小の経費で最大の効果が図れるよう効率的で効果的な行政運営が必要とされています。

(3) 町民との協働するまちづくり

行政サービスの提供は、行政自ら行うものとされていましたが、公益法人、NPO、企業などによって、様々な公共サービスが提供され、新たな担い手として期待されています。

多様化する住民ニーズの中で、行政サービスの確保や地域づくりを行政と町民が相互に協働・連携して克服することが求められています。

行政サービスは、自助、互助、公助という補完性の原則によって提供されるように、行政と町民とが協働したまちづくりを行うことが必要とされています。

第2 第4次行政改革大綱の基本事項

1 行政改革大綱の位置付け

第4次上里町総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)において、前期基本計画の中で「行財政改革プロジェクト」を先導プロジェクトとして位置付け、町民と協働しながら自立した行財政運営の確立を目標としています。

目標の実現に向けて、簡素で効率的な行財政運営を目指して、平成15

年に策定した第3次上里町行政改革大綱(計画期間:平成15年度～平成21年度)を基本方針とし、行財政改革を推進しました。

更に、上里町行政改革大綱の実施計画として平成17年12月に策定した新行財政改革推進プランでは、新たに数値目標を設定し、その結果を毎年度住民へ公表しています。

総合振興計画の推進に支えるため、行財政改革の継続が不可欠であり、後期基本計画への位置付と時代の変化に合わせた簡素で効率的な行財政運営の実現を目指した「第4次上里町行政改革大綱」の策定を行い、後期基本計画と両輪のごとく推進して、さらなる改革に取り組みを行います。

なお、第4次上里町行政改革大綱の策定に合わせ、その実現を目指す上里町行政改革大綱実施計画を策定します。

実施計画の策定にあたっては、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)及び地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)に基づく項目を取り入れたものとします。

2 計画期間

第4次上里町行政改革大綱の計画期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間とします。

この計画期間の終期は、第4次上里町総合振興計画における計画期間の終期と同じ終期とすることで、後期基本計画との整合性を図ります。また、計画期間の中間点となる平成25年度において、新大綱の実施状況や社会情勢の変化に対応した見直しや修正など必要に応じて行います。

第3 第4次行政改革大綱の基本理念

1 基本理念

第4次上里町行政改革大綱では、平成19年3月に策定された第4次上里町総合振興計画の町の将来像である「人と自然が響き合うハーモニーガーデン上里」を掲げ、自然豊かで日常生活の舞台である本町において、まちづくりの主役である町民の皆様一人ひとりが未来に夢を持ち、互いに支えあい、分かちあい、また、産業の更なる活性化により新たな生活文化を創造し、人と自然が互いの存在を尊重し、調和を図りながら発展していくまちづくりを目標像としております。

第1次上里町行政改革大綱から第3次上里町行政改革大綱までにおいて、「簡素で効率的な行政運営」を基本方針としたことを踏まえ、その基本方針を踏襲しながら「新たな行政経営のもしきめ細やかな行政サービスを目指す」を新大綱の基本理念とします。

第4 第4次行政改革大綱における基本指針

1 基本指針

第4次上里町行政改革大綱で定める基本理念である「新たな行政経営のもしきめ細やかな行政サービスの向上を目指す」を実現するためには、自立した行政運営のもし、行政と町民が協働し、良質な行政サービスの提供と財政の健全化を相互に図れる持続可能な体制・体力を整えなければなりません。

そこで「生活総合品質を支える行政サービスの提供」、「町民とともに協働するまちづくりの推進」、「効率的で効果の得られる行政経営の推進」、「改革を担う組織づくりと職員能力の向上」を大綱実現のための基本指針として、行政改革推進を目指します。

(1) 生活総合品質を支える行政サービスの提供

住民生活を支える行政サービスを安定的に、かつ時代の要請に応じたサービスの提供を行うことによって、行政サービスに対する満足度の向上を図ることで、住民生活における総合品質の向上をサポートしてきました。引き続き質の高い行政サービスの提供を行い、町民がこの町に住み続けたいと言えるまちづくりを目指します。

(2) 町民とともに協働するまちづくりの推進

行政サービスは、これまで行政自ら提供するものとしてきましたが、行政区、ボランティア団体、NPOなどが行政サービスの新たな担い手として誕生し、それぞれの特性を活かし、様々な公共サービスを提供し、まちづくりや住民生活をサポートしています。

今後は、それぞれの団体等がもつ守備範囲や活動能力を活かしながら行政と連携・協働して、住民ニーズに即したきめ細やかな行政サービスの提供を目指します。

(3) 効率的で効果を得られる行政経営の推進

住民サービスの提供をはじめ行政経営は、税金という限られた財源の中で行われており、住民ニーズに即した行政サービスの提供を効果的かつ効率的に行わなければなりません。既成概念にとらわれず、時代のニーズに対応した施策を的確かつ効果的に推進し、持続可能な行政経営を目指します。

(4) 改革を担う組織づくりと職員能力の向上

行政改革を進めるためには、職員一人ひとりが意識改革を進め、新たな行政課題に対して、的確に対応できる職員と迅速に対応できる組織づくりが必要とされます。

地方分権の推進、住民ニーズの多様化、住民との協働などに柔軟に対応できる組織づくりと職員一人ひとりの資質を向上し、住民から信頼される町役場づくりを目指します。

第5 基本指針への重点項目

基本指針1 生活総合品質を支える行政サービスの提供

(1) 住民サービスの向上

ア 指定管理者制度の活用

公共施設の管理運営を施設サービスの向上や経費削減など効率的な管理運営の視点から再度検証し、指定管理者制度の拡大を行います。

イ 電子自治体の推進

現在15事務を電子申請により実施していますが、IT技術の進展により、ホームページによる情報の提供や各種手続の様式を提供しています。更にITを活用した便利なサービスの提供を検討します。

また、IT化に伴い、個人情報などの保護については、情報セキュリティの徹底に努めます。

ウ 窓口サービスの向上

町役場窓口の日曜開庁や繁忙期の開庁などに取り組んでいますが、町民が最も多く利用する窓口サービスの利便性や満足度を調査し、更なる充実を行います。

エ 公共サービス改革法の検討

公共サービス改革法（市場化テスト法）に基づく公共サービスの見直しにあたっては、官民競争入札又は民間競争入札についての調査、研究を行います。なお、制度導入にあっては、現状や課題について、十分な検討を行います。

基本指針 2 町民とともに協働するまちづくりの推進

(1) 町民の参画と協働のまちづくりの推進

ア 審議会等への参画促進

町の施策、計画や運営等について、審議検討する審議会等の委員として、町民の参加をより促すため、公募委員の制度化を行います。

イ 行政区、NPO等の協働

地域の安全と安心を推進するため行政区自ら消防組織や防犯活動を実践しています。また、各種団体が防犯活動などの分野で自主的な取り組みを行っていますが、更に地域コミュニティ組織などと行政が共助の立場で協働した取り組みを行います。

ウ まちづくりへの新たな参加促進

よりよい町にしたい、まちづくりを応援したい、まちのことを考えた行動をしたいという町民、企業などの幅広い参加を促すための情報を発信します。

(2) 行政情報の提供

ア 行政情報の提供

行政情報を町民に広く知ってもらうため広報やホームページにより提供していますが、更に情報公開制度によって、詳しい行政情報も入手することができます。知りたいテーマを容易で迅速に情報提供するよう努めるとともに行政情報に対する説明責任を果たします。

イ パブリックコメント制度の導入

計画などの策定段階において、町民の声を聞き、反映するためパブリックコメント制度を試行的に導入しています。試行結果を踏まえ、パブリックコメント制度の本格導入を行います。

基本指針 3 効率的で効果の得られる行政経営の推進

(1) 自主的で持続可能な行政経営

ア 税収等歳入の確保

町財政の基幹収入である町税をはじめ使用料等の収納率の向上を目指すとともに、新たな自主財源の確保に向けた調査、研究に努めます。また、国、県等の補助事業や町債を有効的に活用し、限られた一般財源を効果的に使用します。

イ 受益者負担の適正化

受益者の負担原則に基づく施設利用者の応分負担について、直接費用に加え、人件費などの間接経費を含めた経費を随時点検し、経済情勢を勘案のうえ、見直しの検討を行います。

ウ 企業誘致の推進

本町への企業誘致を図るため平成22年1月に企業誘致条例を施行しました。新規企業の誘致や既設企業の増設等を促進することで、雇用をはじめとした地域経済の活性化を図り、もって税収の確保を図ります。

エ 地方公営企業の健全化

公会計改革により公営企業会計も連結バランスシートの対象となるなど町財政の健全化を確保するためには、会計の別を問わず町財政全体で捉えることとなりました。このため、地方公営企業についても公益性と収益性を常に勘案し、健全化への取り組みを行います。

オ 外郭団体等の見直し

公益法人の改革によって、既存の財団法人は平成25年度までに法人組織を選択しなければなりません。この改革に合わせて、改めて設立趣旨、役割など公益法人のあり方を含めた外郭団体等の運営や助成についての見直しを検討します。

(2) 計画的な行財政運営

ア 総合振興計画後期基本計画等の策定

第4次上里町総合振興計画の実現を支える前期基本計画が平成23年に終期を迎えるため、目標指標への達成度を考慮しながら平成24年から5年間の期間とする後期基本計画の策定を行います。

イ 公会計制度の整備

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく健全化指標の作成、公表に続き、公会計改革の一環として特別会計や企業会計を加えた連結バランスシートの作成をはじめとする公会計制度の整備を行います。

(3) 事業選択と経費の削減

ア 行政評価の推進

既存事務事業の検証方法として、マネージメントサイクル技法であるPDCAサイクルを導入した行政評価制度を平成20年度から試行しました。その結果を踏まえ、本格導入を行い、得られた評価結果を事務事業の見直しや予算の編成に反映します。

イ 公共施設の見直しと適正管理の推進

住民ニーズに即した公共施設整備を推進してはいましたが、あらためて既存施設の役割をはじめ利用実績や老朽化など総合的な検証を行い、統廃合についての調査、検討を行います。また、施設の維持管理経費や修繕経費などのコストを検証して、経費低減をはじめとする適正な管理を推進します。

ウ 職員給与の適正化

職員の給与については、国家公務員又は民間の給与水準を勘案し、適正化を図るとともに、勤務実績や成果が給与に反映できるよう努めます。

エ 経費節約の推進

厳しい行財政状況を踏まえ、あれもこれもから、これかあれかという視点でそれぞれの段階ごとに選択と集中を行い、経費の有効活用を図り、ムダ、ムリ、ムラを省き、引き続き経費全般にわたり削減を図ります。

基本指針4 改革を担う組織づくりと職員能力の向上

(1) 行政経営システム整備と人づくり

ア 事務組織・機構の見直し

地方分権の進展による事務移譲や住民ニーズの多様化に即した施策や業務を円滑に実施するとともに、当面する重要施策への取り組みなど機動的かつ効率的に行える行政組織のあり方を調査・研究し、適宜見直しを行います。

イ 定員管理計画の策定

簡素で効率的な行政運営を図るため、職員定数について、定員モデルや類似団体等を勘案しながら、新たな定員管理計画を策定します。策定にあたっては、前計画を検証し、計画期間中の退職者数や臨時職員を含めた見直しを行います。

ウ 人材の確保

地方分権の進展や職員定数の削減の中で、地方自治体がまちづくりのプロフェッショナルとして、きめ細やかな質の高い行政サービスを提供する必要があります。このため優秀な人材を確保するための取り組みを行います。

エ 庁内分権の推進

住民ニーズに対して的確かつ迅速に事業対応できる組織と管理職に与えられた自らの権限と責任によって、施策を執行できる分権型の庁内体制づくりを行います。

オ 職員研修の充実と能力開発の促進

職員数の削減が進む中で、効率よく事務を遂行し、事務執行上の課題や施策課題の解決に向けて、職員一人ひとりの能力を開発向上させる必要があります。このため、職域研修のみならず専門研修など職場内研修はもとより多様な職員研修を充実させ、行政のプロやまちづくりのリーダーを育てます。

第6 行政改革を推進するために

1 行政改革の推進体制

行政改革は、町長を本部長とする「上里町行政改革推進本部」と下部組織である「上里町行政改革推進本部幹事会」を中心に、全職員の参加によって、各職場において取り組みを行います。

また、必要に応じて、大綱との適合性や進捗状況などについて「上里町行政改革推進委員会」で審議を行います。

2 行政改革大綱実施計画の策定

第4次上里町行政改革大綱の定めた基本理念や重点項目を実現するために第4次上里町行政改革大綱実施計画を策定します。

3 行政改革大綱及び同実施計画の公表

新たな行政改革の推進のための行政改革大綱及び同実施計画を公表するとともに進捗状況についても上里町議会及び行政改革推進委員会への報告をはじめ積極的に住民への公表に努めます。

4 職員の意識改革

行政改革を実践するため職員一人ひとりの意識や自覚が原点であり、日

常業務の中で改革が実践されなければ効果や成果となって現れません。

職員は、行政マンのプロであることを自覚し、日常からマネジメントサイクルを意識し、常に改善、改革を実施し、町民ニーズに応える住民サービスの提供に努めます。

資 料

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

平成 17 年 3 月 29 日
総 務 省

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある。

現在、市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。また、NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識も広がりつつある。これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

このような状況の中で、地方公共団体においては新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

これまでも、地方公共団体においては「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成9年11月14日付け自治事務次官通知)等に基づき積極的に行政改革に取り組み、地方公務員の総数は平成7年以降純減し(10年間の累積で198,895人の純減)、国家公務員と比較した給与水準(ラスパイレス指数)も100を切ったところである(平成16年4月1日現在で全国平均97.9)。また、行政評価の取組、情報公開条例等や個人情報保護条例等の制定、事務・事業の民間委託等も着実に進展してきており、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシングといった新たな取組や指定管理者制度の活用も見られるようになっている。

しかしながら、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい。特に、給与制度やその運用などについては、なお一部に不適正な事例も見受けられ、各方面の批判が向けられている。不適正な事例を漫然と放置しては、国民の地方分権に関する共感と理解は到底得られず、もとより早急に是正される必要がある。国・地方を問わず行政に携わる者は、国民の重い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要がある。

このような状況を踏まえると、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。

また、議会においても、改革推進のためにその機能を十分に発揮することが重要である。

このため、平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、以下に取組のための新たな指針を示し、これを参考として、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第 1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(1) 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、計画策定 (Plan) 実施 (Do) 検証 (Check) 見直し (Action) のサイクル (以下「PDCA サイクル」という。) に基づき不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来行政改革大綱の見直しを行うこと。

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、 から までに掲げる事項 (及び については都道府県に限る。) を中心に平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画 (以下「集中改革プラン」という。) を平成 17 年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成 22 年 4 月 1 日における明確な数値目標を掲げること。

また、地方公営企業についても同様に、 、 、 、 及び の事項に関する集中改革プランを公表すること。

なお、平成 17 年度に合併を行う予定である市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応すること。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用を含む。)

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

市町村への権限移譲

出先機関の見直し
第三セクターの見直し
経費節減等の財政効果
その他

2 説明責任の確保

- (1) 行政改革大綱及び集中改革プラン(以下「行政改革大綱等」という。)の見直し又は策定にあたっては、PDCAサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えること。
- (2) 行政改革大綱等の見直し又は策定の過程について、速やかにホームページや公報等を通じて住民等にわかりやすい形で公表すること。
- (3) 行政改革大綱等に基づく成果については、特に、他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形での公表に意を用いること。

なお、総務省では、地方公共団体の便宜に資するため、行政改革の成果についての公表の参考となるような手法も今後検討し、提供していくこととしていること。

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。

具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証すること。その際、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性の検証を行うこと。

その上で、事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定すること。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講

じること。

委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表すること。

(2) 指定管理者制度の活用

現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。

特に、平成 15 年 9 月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成 18 年 9 月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。

管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。

公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

(3) P F I 手法の適切な活用

特に次の事項に留意しつつ、P F I 事業の積極的な活用に努めること。

事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、地方公共団体、P F I 事業者、金融機関等の間での適切なリスク分担に留意するとともに、事業の安定性の確保に留意すること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が、第三セクターの抱える諸課題等を考慮の上立法された経緯も踏まえ、P F I 事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

実施方針、選定結果、契約（直接協定も含む。）及び監視等の結果についてもすべて公開し、P F I 事業選定の手続、事業自体の透明性の確保を図ること。

(4) 地方独立行政法人制度の活用

地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業につ

いてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。

(5) 地方公営企業の経営健全化

特に次の事項に留意し、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組むこと。

まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

企業職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国、地方公共団体の同種の職員、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。

また、定員管理については、事務・事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めること。

(6) 第三セクターの抜本的な見直し

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組むこと。

外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ること。

事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況説明を行うとともに、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努めること。

統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に進めるとともに、給与及び役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うこと。

経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、抜本的な経営改善策の検討を行うこと。その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

(7) 地方公社の経営健全化

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、土地開発公社をはじめとする地方公社の経営改善等について積極的に取り組むこと。

経営の改善が極めて困難と判断される地方公社については、法的整理も含め抜本的な見直しを検討すること。その際には、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

また、給与及び役員数については、経営状況等を勘案しながら、引き続き適正化に努めること。

(8) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について、以下のように、それぞれの地域の実情に応じ、積極的に推進することが望ましいこと。

活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用など、活動主体との積極的な連携・協力を図ること。

地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組むこと。

(9) 市町村への権限移譲

都道府県においては、財源、人的体制に関し十分な措置を講じることを前提に、「条例による事務処理の特例」(地方自治法第252条の17の2)を積極的に活用し、市町村に対する抜本的な事務権限の移譲を検討すること。

特に、市町村合併によって規模能力が拡大する団体については、人的にも財政的にもその体制が充実されることから、より積極的な権限移譲を行うこと。

(10) 出先機関の見直し

都道府県の出先機関について、市町村合併による市町村の行財政能力の拡充等の状況を踏まえ、(9)を前提として抜本的にそのあり方を検討すること。都道府県の人口や市町村合併の中長期的な見通しのもとに、計画的かつ着実に出先機関の再編に取り組むこと。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(1) 地方公共団体の組織については、平成15年の地方自治法改正による都道府県の局部数の法定制度廃止の趣旨等も踏まえ、従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要がある。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとまりや地域などに対応した部局、課室編成とするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制とすることも有効であること。

なお、その際、住民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることにも留意すること。

(2) 政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うことにより、組織編制も不断に見直しを行うこと。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこと。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むこと。また、市町村合併に伴う定員管理や組織編成については、予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、旅費・給与等に関する事務の集約化などにより、事務・事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。都道府県にあっても、市町村合併の

進展を踏まえ、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。

現在 55～57 歳の年代（いわゆる「団塊の世代」）の職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上、様々な手法も活用しながら、計画的な職員数の抑制に取り組むこと。

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあっては、早急にこれを策定するとともに、既に策定している団体にあっては、積極的に計画を見直すこと。

なお、定員適正化計画の策定・見直しに当たっては、以下の点を踏まえて行うこと。

ア 過去 5 年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により 4.6%（平成 11 年から平成 16 年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。

イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すること。

ウ 定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用すること。

（２）給与の適正化

地方公務員全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。

以下の点については、特に重点的な取組を行うこと。

ア 高齢層職員の昇給停止について、昇給停止年齢を国と同様に原則 55 歳に引き下げる等の措置を講じていない団体においては、早急に措置を講じること。

イ 不適正な昇給運用がある場合には速やかに是正するとともに、退職時の特別昇給についても国に準じて廃止すること。

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については必要な是正措置を講じること。

エ 退職手当については、国において最高支給率の引き下げが行われているところであり、国に準じた措置を講じていない団体にあっては、早急に措置するとともに、引き続き国に準じた見直しを行うこと。

オ 特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合致しないものやその支出方法が不適切なものについては、早急に見直しを図ること。

力 技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること。

合併を行う市町村において、合併関係市町村に不適正な給与制度・運用・水準が存在する場合には、合併を機にこれを是正するとともに、合併後の市町村においても、住民への説明責任を果たしながら、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。

厳しい地域経済を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかと厳しい批判があることも踏まえ、給与改定に当たっては、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、職員給与と民間給与の比較方法等を充実させるなど地域における公民較差をより一層精確に算定できるように取り組むこと。

また、人事委員会機能の強化をはじめとした地方公務員の給与のあり方の見直しに向けた取組等については、総務省において研究会を開催しており、その報告等を踏まえた対応を行う必要があるので留意されたいこと。

(3) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況の公表については、平成16年の地方公務員法の改正により、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨も踏まえ、未だこれを公表していない団体にあっては、速やかに実施すること。

公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すよう意を用いるなど、住民等が理解しやすいような工夫を積極的に講じること。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。

4 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、平成16年6月の地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことを踏まえ、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行う

ことにより、総合的な人材育成に努めること。また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組むこと。

5 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要である。

このため、情報公開条例や行政手続条例の制定、パブリックコメント手続制度の積極的な活用などを行うとともに、外部監査制度の有効活用、議会における政策審議の充実などによって、議会や監査委員などによる監視機能の強化に積極的に取り組むこと。

6 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、「今後の行政改革の方針」の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組むこと。

特に下記の事項に留意した上で、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、業務改革を進めること。また、これにより、真に必要な業務に重点的に職員を配置するなどメリハリのある職員配置に努めること。

- (1) 電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、ICTを活用した業務改革に取り組むとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進する等、低廉なコストで高い水準の運用を実現するよう取り組むこと。
- (2) いわゆる旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めること。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策

定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行うこと。

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むこと。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めること。

(2) 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。

終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

(3) 公共工事

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組むこと。

公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めること。

(4) 公的施設

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであることから(平成12年5月26日閣議決定)「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)を踏まえ、適切に対応すること。

8 地方議会

- (1) 地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層強く求められている。その一方で議員の定数や報酬に対する各方面からの批判があることにも留意する必要がある、住民等に対する説明責任を果たすよう努めること。
- (2) 行政改革大綱等の進捗状況や、執行機関の行う行政評価の結果等について報告・説明を求めるなど、執行機関に対する監視機能を自ら高めていく取組を積極的に行うとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組を積極的に行うことが望ましいこと。

第3 総務省における推進方針

簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備については、もとより地方公共団体自らが、住民や議会等の監視のもとに推進していくべきものであることは言うまでもない。

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、集中改革プラン及び改革の推進状況（地方公務員の定員・給与等の状況、民間委託等の実施状況、指定管理者制度の活用状況、行革に伴う財政効果など）について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

なお、各都道府県においても同様に、市区町村の組織及び運営の合理化に資する観点から、都道府県内市区町村の集中改革プラン及び改革の推進状況についてフォローアップを実施し、これを公表するとともに、適切に助言等を行うこと。

平成18年8月31日

各都道府県知事
殿
各政令指定都市長

総務事務次官

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について

国・地方を通じた厳しい財政状況の中においても、しっかりとした公共サービスを提供していくため、地方公共団体においては、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現することが求められております。

各地方公共団体においては、これまでも、各般の行政改革に真摯に取り組まれてきたところでありますが、地方自治に対する国民の理解や信頼のもとに、地方分権を一層推進していくためにも、不断に行政改革に取り組んでいく必要があります。

このため、今般、平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針

平成 18 年 8 月 31 日

総 務 省

総務省においては、平成 17 年 3 月 29 日、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、各地方公共団体に対し、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成していくことによって、行政自らの役割を重点化していくことを基本とした「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を示して、積極的な行政改革の推進に努めるよう助言した。

これを受け、各地方公共団体においては民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表をはじめ、各般の行政改革に積極的に取り組んでいるところである。

今後は、新地方行革指針及び各地方公共団体自ら住民に対して公表した「集中改革プラン」に基づき、「集中改革プラン」に明示した数値目標等の実現に向け着実に取り組むことが求められている。

さらに、新地方行革指針策定後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化されたところである。

このため、行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）を受け、新地方行革指針に加え、行政改革の更なる推進のための指針を以下のとおり示すこととし、これを参考として、各地方公共団体において、一層の行政改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第 1 総人件費改革

地方公共団体における総人件費改革については、行政改革推進法及び「基本方針 2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

1 地方公務員の職員数

地方公共団体の定員管理については、新地方行革指針に基づき、平成17年度中に公表することとされた各団体の「集中改革プラン」の中で、平成22年4月1日における数値目標を掲げるよう要請していたところであるが、行政改革推進法第55条においては、地方公共団体は、職員数の厳格な管理を行うこととされ、また、「基本方針2006」においては、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を2011年度まで継続することとされている。

以上を達成すべく、各地方公共団体においては、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取り組みについて適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。

2 地方公務員の給与

地方公務員の給与に関しては、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成17年9月28日総行給第119号）、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画について」（平成17年12月26日総行給第169号）において、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等を内容とする給与構造の見直しを速やかに実施するよう要請してきたところであるが、各団体においては、これを着実に実施するとともに、行政改革推進法第56条及び「基本方針2006」を踏まえ、以下の点に留意して必要な措置を講じること。

（1）地域民間給与の更なる反映に向けた取り組み

- ① 公民比較の方法について、これまでの公民較差算定の方法を検証するとともに民間の雇用形態の変化等を踏まえた必要な見直しを行い、公民較差のより一層精確な算定に努めること。
- ② 人事委員会勧告の基礎となる民間給与実態調査の対象企業については、地域の民間企業の従業員の給与をより広く把握し反映する観点から、企業規模50人以上に拡大し、その調査結果について適切に勧告に反映すること。
- ③ 人事委員会の勧告にあたっては、公民較差を適切に反映させた具体的な給料表

とともに、公民比較の具体的方法や民間給与実態調査の結果等を明示するなど、人事委員会における一層の機能の発揮及び説明責任の徹底を図ること。

- ④ 給与改定に当たっては、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、単純に国の改定に準じることなく、不適正な給与制度及びその運用の是正を含め、適切な措置を講じる必要があること。

特に期末・勤勉手当の支給月数については、国の改定を踏襲することで人事委員会の調査結果による当該地域の民間給与の支給月数を上回ることをしないよう適切な改定を行うこと。また人事委員会を置いていない市及び町村についても、期末・勤勉手当の支給月数に関する当該都道府県人事委員会の調査結果等を参考に適切な改定を行うこと。

(2) 一層の給与適正化に向けた取り組み

- ① 特殊勤務手当等諸手当については、一般行政職のみならず職種全般について点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急に是正すること。
- ② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。また、級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に必要な是正措置を講じること。

3 第三セクター等の人件費

- (1) 行政改革推進法第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請すること。
- (2) 「基本方針2006」においては、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しについて、法人への指導の強化・徹底等が盛り込まれた。これを踏まえ、2分の1以上の出えんを行っている公益法人に対しては、役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開をはじめ、役職員の報酬・退職金等について地方公務員の給与等の水準と比べて不当に高額に過ぎないように留意するほか、役員の在任年齢についての規程を整備するなど、国と特に密接な関係を持つ公益法人と同様の取り組みを行うよう要請すること。
- (3) 「基本方針2006」においては、公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取り組みの徹底に加え、あわせて国から支出される補助金等の抑制を

図ることとされており、地方においても同様の取り組みを行うことを要請することとされた。国の公益法人向け補助金等については、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図ることとされており、地方公共団体においても国と同様の対応を行うなど、第三セクター及び地方公社に対して支出する補助金、委託金について抑制を図ること。

- (4) 国の特殊法人等においては、政府が任命権を有する常勤役員について、国家公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取り組みが行われている。これを踏まえ、第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること。
- (5) 地方公共団体と第三セクター等との随意契約については、国の取組（「随意契約の適正化等について」（平成18年6月28日総行第96号））を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むこと。

4 その他

- (1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。
- (2) 知事等特別職の退職手当については、任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。
- (3) 教職員の人件費については、「基本方針2006」に基づく定員削減や給与の優遇措置等の見直しの結果を適切に反映すること。

第2 公共サービス改革

地方公共団体における公共サービス改革については、行政改革推進法、公共サービス改革法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

1 公共サービスの見直し

新地方行革指針においては、行政組織運営全般について、住民等の意見を反映する仕組みを整えた上で、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルに基づき不断に事務事業等の正当性の検証を行うこと等を助言したところであり、既に地方公共団体においては、様々な手法により事務・事業の再編・整理、廃止・統合に積極的に取り組んでいるものと承知している。

今般、行政改革推進法第55条第4項において「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

2 市場化テストの積極的な活用

上記1の公共サービスの見直しに当たっては、地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（公共サービス改革法に規定する官民競争入札及び民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を含む。以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むこと。この場合において、地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスについてもその対象であること。

その際、国における官民競争入札等の実施状況を踏まえるとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 市場化テストの実施に当たっては、公共サービスの質の維持向上に関する成果指標や経費の削減に関する数値目標など可能な限り明確かつ客観的な目標を設定して取り組むこと。

また、公共サービス改革法第8条第3項の規定に基づく手続等により、公共サービスの提供に関する民間事業者等からの意見を積極的に取り入れるよう取り組むこと。

- (2) 公共サービス改革法は、地方公共団体の公共サービスのうち法令の特例を講じなければ民間事業者が実施し得ないものを「特定公共サービス」と位置付け、法令の特例を講じることにより自ら率先して官民競争入札等を行うことを可能とする手続等の整備等を行うものであること。

なお、法令の特例措置を講ずることなく民間事業者が実施し得る公共サービスについては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例等に手続を整備することにより、官民競争入札等に準じた手続を実施することが可能であること。

- (3) 公共サービス改革法第4条第2項においては、「国の行政機関は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるもの」と

規定されており、地方公共団体が公共サービスの官民競争入札等を自発的に実施しようとする際に、これを阻害している法令等の規制があるため、特定公共サービスの拡大等の措置が必要と考える場合は、公共サービス改革法第7条第5項に基づく意見聴取の手続を積極的に活用すること。

- (4) 市場化テストの結果、民間事業者に公共サービスの実施の委託等を行う場合であっても、当該公共サービスの住民への提供について最終的に責任を負うのは委託等を行った地方公共団体であることを認識し、民間事業者が当該公共サービスを適正かつ確実に実施するよう契約等に基づき監督等必要な措置を講ずること。

特に、委託内容がブラックボックス化し、コストの増加や新規事業者が参入できない状況が発生しないよう、(1)の指標等に基づき適切に評価・管理を行うことができる措置を講ずること。

第3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

地方公共団体における公会計改革及び資産・債務改革については、行政改革推進法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の項目について取り組みを行うこと。

1 公会計の整備

地方公共団体の公会計の整備については、新地方行革指針等に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組むよう要請してきたところであるが、行政改革推進法第62条第2項においては、「政府は、地方公共団体に対し、(中略) 企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」と規定され、また、「基本方針2006」においては、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進める」こととされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に

取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。

なお、現在「新地方公会計制度実務研究会」を設置し、「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針について、別途通知する予定であるので留意すること。

2 資産・債務管理

地方公共団体の資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産債務改革に一層積極的に取り組むことが必要である。行政改革推進法第62条第1項においては、地方公共団体においても国の資産・債務管理に関する規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。

国においては、国有財産の売却等により国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すとされており、上記の改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成18年度中に策定、公表することとされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること。

第4 情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化

（1）以下の点について、情報開示を徹底すること。

① 地方公共団体の給与、定員管理、人件費の状況については、平成18年3月より給与情報等公表システム（平成17年8月29日総行給第103号）を運用開始しているところであるが、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう、総務省で示した公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

なお、給与構造の見直しや地方公務員における総人件費改革の取り組みを踏まえた公表事項の充実については、別途通知する予定であるので留意すること。

② 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進めること。また、平

成18年3月より財政比較分析表の公表システム（平成17年6月22日総財務第106号）を運用開始しているところであるが、こうした取り組みをさらに進展させるとともに、公会計の整備を図ることにより、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進すること。

- ③ 市場化テストの実施に当たっては、住民等に対し、市場化テストの実施過程、実施実績等（公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果等）を分かりやすく公表すること。

(2) また、地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、地方行政のあらゆる分野で公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。

今回の地方自治法改正により地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員の定数を条例で増加することができることとされたことも踏まえ、当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。あわせて、外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大などにより、監視機能の強化に積極的に取り組むこと。

第5 総務省における推進方針

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、各取組項目（総人件費改革、公共サービス改革、公会計改革など）について、地方公共団体に対し情報提供を行っていくとともに必要に応じ地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、各取組項目の推進状況について毎年度フォローアップを実施し、その結果をできる限り住民等が団体間で比較分析を行いやすい形で広く国民に公表するものであること。

なお、各都道府県においても同様に、市区町村の組織及び運営の合理化に資する観点から、都道府県内市区町村の各取組項目の推進状況についてフォローアップを実施し、これを公表するとともに、適切に助言等を行うこと。